

令和8年度

城山国有林森林整備事業（保護）

閱 覧 図 書

添付書類

- （1） 契約書(案)
- （2） 近畿中国森林管理局作業仕様書
- （3） 当該請負事業に関連して公表する情報
- （4） 入札者注意書

近畿中国森林管理局
山口森林管理事務所

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 城山国有林森林整備事業（保護）
- 2 事業場所 山口県岩国市 城山国有林(別紙図面のとおり)
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年7月31日まで
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額
金 円也)

〔注〕「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。

() の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払い	分の 以内
×	中間前金払い	第35条第4項
×	部分払い	回 以内
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (3) 使用材料は書面により報告し、監督職員の承認を受けてから使用すること。
- (4) 事業内訳書の枝条材積と根株材積は、幹材積から一定の割合で算出した標準材積である。
作業種の数量は標準材積で契約することとし、事業実行の結果、出来高数量に差が生じても原則変更契約は行わないものとする。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (6) その他特記仕様書は、別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月26日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 山口県山口市野田 35-1
分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
山口森林管理事務所 印

請負者 住 所
氏 名 印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	駆除作業期間	国有林	林小班	記番	本数	材積(m³)				摘要
								樹幹	枝条	根株	合計	
岩国	カシノナガ キクイムシ駆除 (伐倒くん蒸)	契約締結日の翌日 ～ 令和8年7月31日	契約締結日の翌日 ～ 令和8年6月26日	城山	61い1	1	1	1.61	0.24	0.11	1.96	
				城山	61と	2	4	6.64	0.99	0.47	8.10	
				城山	62へ	3	1	0.15	0.02	0.01	0.18	
				城山	63り	4	1	1.71	0.26	0.12	2.09	
				城山	63の	5	4	6.41	0.96	0.44	7.81	
合計							11	16.52	2.47	1.15	20.14	

伐倒防除対象木明細表

通し番号	テープナンバー	国有林	林小班	記番	樹種	胸高直径(cm)	樹高m	材積(m³)				摘要
								樹幹	枝条	根株	合計	
1	446	城山	61い1	1	コナラ	52	20	1.61	0.24	0.11	1.96	枯損木
							計	1.61	0.24	0.11	1.96	
2	442	城山	61と	2	コナラ	46	20	1.29	0.19	0.09	1.57	枯損木
3	443	城山	61と	2	コナラ	62	22	2.43	0.36	0.17	2.96	生立木
4	444	城山	61と	2	コナラ	58	20	1.94	0.29	0.14	2.37	生立木
5	445	城山	61と	2	コナラ	38	21	0.98	0.15	0.07	1.20	生立木
							計	6.64	0.99	0.47	8.10	
6	506	城山	62へ	3	カシ	16	16	0.15	0.02	0.01	0.18	生立木
							計	0.15	0.02	0.01	0.18	
7	441	城山	63り	4	コナラ	54	20	1.71	0.26	0.12	2.09	枯損木
							計	1.71	0.26	0.12	2.09	
8	447	城山	63の	5	コナラ	52	20	1.61	0.24	0.11	1.96	枯損木
9	448	城山	63の	5	コナラ	52	20	1.61	0.24	0.11	1.96	枯損木
10	449	城山	63の	5	コナラ	72	20	2.84	0.43	0.20	3.47	枯損木
11	450	城山	63の	5	コナラ	22	20	0.35	0.05	0.02	0.42	枯損木
							計	6.41	0.96	0.44	7.81	
							合計	16.52	2.47	1.15	20.14	